○経済産業省告示第二百五十四号

火薬類取締法施行規則（昭和二十五年通商産業省令第八十八号）第一条の四第七号の規定に基づき、火薬類取締法（昭和二十五年法律第百四十九号）の適用を受けない火工品を次のように指定したので、告示する。

平成二十一年七月二十八日

経済産業大臣　二階　俊博

一　発生させたガスを使用して消火を行うガス発生器（電気点火によりガスを発生させる構造のものに限る。）であって、次の要件を満たすもの。

イ　内包する点火薬（硝酸塩を主とする火薬に限る。以下同じ。）の量が二グラム以下であること。

ロ　内包するガス発生剤（ガス発生量が一秒につき六千立方センチメートル以下であり、かつ、発熱量が一秒につき二万九百二十ジュール以下の硝酸塩を主とする火薬に限る。以下同じ。）の量が百グラム以下であること。

ハ　火薬を再度充てんすることができず、再使用できない構造であること。

ニ　外殻の材質は、ステンレス鋼その他の防錆性を有する合金であること。

ホ　内部の火薬が容易に取り出せない構造であること。

二　発生させたガスを使用して消火を行うガス発生器（撃針点火によりガスを発生させる構造のものに限る。）であって、次の要件を満たすもの。

イ　内包する点火薬の量が二グラム以下であること。

ロ　内包するガス発生剤の量が百グラム以下であること。

ハ　撃発式雷管が内包する起爆薬の量が〇・〇二グラム以下であること。

ニ　火薬及び爆薬を再度充てんすることができず、再使用できない構造であること。

ホ　外殻の材質は、ステンレス鋼その他の防錆性を有する合金であること。

ヘ　内部の火薬及び爆薬が容易に取り出せない構造であること。

○経済産業省告示第二百五十五号

火薬類取締法施行規則（昭和二十五年通商産業省令第八十八号）第一条の四第七号の規定に基づき、火薬類取締法（昭和二十五年法律第百四十九号）の適用を受けない火工品を次のように指定したので、告示する。

平成二十一年七月二十八日

経済産業大臣　二階　俊博

火薬類取締法施行規則（昭和二十五年通商産業省令第八十八号）第一条の四第七号の規定に基づき、火薬類取締法（昭和二十五年法律第百四十九号）の適用を受けない火工品を次のように指定したので、告示する。

平成二十一年七月二十八日

経済産業大臣　二階　俊博

一　発生させたガスを使用して消火を行うガス発生器（電気点火によりガスを発生させる構造のものに限る。）であって、次の要件を満たすもの。

イ　内包する点火薬（硝酸塩を主とする火薬に限る。）の量が二グラム以下であること。

ロ　内包するガス発生剤（硝酸塩を主とする火薬に限る。）の量が〇・二五グラム以下であること。

二　内包するガス発生剤（硝酸塩を主とする火薬に限る。）の量が七・〇五グラム以下であること。

三　電気点火によりガスを発生させる構造であること。

四　火薬を再度充てんすることができず、再使用できない構造であること。

五　外殻の材質は、アルミニウム合金その他の防錆性を有する合金であること。

六　内部の火薬が容易に取り出せない構造であること。

○経済産業省告示第二百五十六号

火薬類取締法施行規則（昭和二十五年通商産業省令第八十八号）第一条の四第七号の規定に基づき、火薬類取締法（昭和二十五年法律第百四十九号）の適用を受けない火工品を次のように指定したので、告示する。

平成二十一年七月二十八日

経済産業大臣　二階　俊博

自動車用頭部後傾抑止装置に用いるガス発生器であって、次の要件を満たすもの

一　内包する点火薬（過塩素酸塩を主とする火薬に限る。）の量が〇・二二グラム以下であること。

二　電気点火によりガスを発生させる構造であること。

三　火薬を再度充てんすることができず、再使用できない構造であること。

四　外殻の材質は、アルミニウム合金その他の防錆性を有する合金であること。

五　内部の火薬が容易に取り出せない構造であること。

○国土交通省告示第八百四号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第七十一条の三第十四項の規定により、独立行政法人都市再生機構が施行する土地区画整理事業の事業計画の変更（第二回）の認可をしたので、同条第十五項において準用する同条第十一項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十一年七月二十八日

国土交通大臣　金子　一義

一　施行者の名称　独立行政法人都市再生機構

二　事業施行期間　平成十三年十二月五日から平成三十一年三月三十一日まで

三　施行地区　埼玉県東松山市大字高坂字竹町、字城敷及び字長瀞の全部並びに字栗町、字反町、字柳町、字銭塚、字下谷田及び字上谷田の各一部、大字早俣字定敷の一部、大字正代字折本の一部

四　土地区画整理事業の名称　東松山都市計画事業高坂駅東口第二特定土地区画整理事業

五　事務所の所在地　埼玉県東松山市高坂千五十八番地　独立行政法人都市再生機構埼玉西部開発事務所

六　施行規程及び事業計画の認可の年月日　平成十三年十二月五日

七　事業計画の変更（第二回）の認可の年月日　平成二十一年七月二十八日

○国土交通省告示第八百五号

近畿圏整備法（昭和三十八年法律第百二十九号）第十一条第一項、第十二条第一項及び第十四条第一項の規定により、近畿圏の近郊整備区域、都市開発区域及び保全区域を指定したので、近畿圏整備法施行規則（昭和四十年総理府令第二十二号）第三条第一項の規定により告示する。

平成二十一年七月二十八日

国土交通大臣　金子　一義

近畿圏整備法の規定により近郊整備区域、都市開発区域及び保全区域を指定した件（昭和四十年総理府告示第十五号）の一部を次のように改正する。

三の保全区域の表和泉葛城区域の項中「及び泉南郡熊取町」を「、泉南郡熊取町及び同岬町」に改める。

○国土交通省告示第八百六号

近畿圏の保全区域の整備に関する法律（昭和四十二年法律第百三号）第五条第四項の規定により、近畿圏の近郊緑地保全区域を変更したので、近畿圏の保全区域の整備に関する法律施行規則（平成十二年総理府、建設省令第八号）第一条の規定により告示する。

平成二十一年七月二十八日

国土交通大臣　金子　一義

近郊緑地保全区域を指定する件（昭和四十六年総理府告示第四号）の一部を次のように改正する。

表和泉葛城近郊緑地保全区域の項中「及び泉南郡熊取町」を「、泉南郡熊取町及び同岬町」に改める。

○国土交通省告示第八百七号

次の信号符字を点附したので、船舶法施行細則（明治三十二年逓信省令第二十四号）第十九条の規定により告示する。

平成二十一年七月二十八日

国土交通大臣　金子　一義

信号符字	船番	船舶番号	船名	点附年月日
７ＪＥＩ	140879	126435	やまくに	平成21. 6. 1
７ＪＥＳ	140940	123563	第二だいよう丸	21. 6. 25
７ＪＦＣ	141014	133316	豊国	21. 6. 26
７ＪＦＬ	141042	130304	ＳＡＫＵＲＡＧＡＷＡ	21. 6. 1
７ＪＦＮ	141048	130557	ＳＯＵＴＨＥＲＮ ＣＲＯＳＳ	21. 6. 18
７ＪＦＱ	141058	131542	ありあけ丸	21. 6. 1
７ＪＦＳ	141079	129951	ＰＬＥＩＡＤＥＳ ＤＲＥＡＭ	21. 6. 23
ＪＤ2898	140995	130722	第五十五吉丸	21. 6. 16
ＪＤ2914	141017	130725	第八十八石田丸	21. 6. 26
ＪＤ2917	141022	130888	日島丸	21. 6. 10
ＪＤ2918	141023	126435	ダイハツ丸２	21. 6. 16
ＪＤ2919	141024	123563	海門丸	21. 6. 22
ＪＤ2921	141026	133316	第八力司丸	21. 6. 3
ＪＤ2924	141031	130304	長門丸	21. 6. 1
ＪＤ2925	141033	130557	ちとせ	21. 6. 25
ＪＤ2927	141001	131542	第21ハリマ丸	21. 6. 5
ＪＤ2935	141050	129951	周永丸	21. 6. 17
ＪＤ2937	141052	130722	第二八豊丸	21. 6. 26
ＪＤ2948	141066	130725	鹿島丸	21. 6. 29

○国土交通省告示第八百八号

次の信号符字を取り消したので、船舶法施行細則（明治三十二年逓信省令第二十四号）第十九条の規定により告示する。

平成二十一年七月二十八日

国土交通大臣　金子　一義

信号符字	船番	船舶番号	船名	取消年月日
７ＪＬＧ	126435	第六十八東丸		平成21. 6. 22
８ＫＯＧ	123563	とさ		21. 6. 8
ＪＢＭＷ	133316	第十八祥宏丸		21. 6. 15
ＪＣＱＶ	130304	第二十八事代丸		21. 6. 15
ＪＦＳＪ	130557	第三十八漁栄丸		21. 6. 23
ＪＩＳＱ	131542	第111福一丸		21. 6. 17
ＪＩＶＰ	129951	第三十八福寿丸		21. 6. 15
ＪＪＤＭ	130722	第三十一恵比寿丸		21. 6. 3
ＪＪＦＤ	130725	第五十八清福丸		21. 6. 30
ＪＫＭＮ	130888	第二十八漁栄丸		21. 6. 23